

「いわて若者カフェ」企画・運営等業務

企画提案審査要領

令和 4 年 2 月  
岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する『いわて若者カフェ』企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画競争の審査は、『いわて若者カフェ』企画・運営等業務」企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査項目及び配点

配点は、50点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目
<p>(1) 全般（トータルコンセプト）【5点】</p> <p>本事業の趣旨をよく理解しており、基本的考え方、仕様内容等に沿った提案であるか。</p>
<p>(2) 業務内容に係る企画【35点】</p> <p><b>ア サポートスタッフの配置</b></p> <p>いわて若者カフェの多様な業務に適切に対応できる人材の提案をしているか。</p> <p><b>イ 連携拠点の選定</b></p> <p>地域の若者活躍支援の核となる連携拠点を選定し、若者が身近な地域で交流や相談がしやすい体制の構築に向けた効果的な企画提案がなされているか。</p> <p><b>ウ イベントの開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カフェミーティングや若者交流ミーティングについて、若者の主体的な活動の活性化につながるよう、「いわてネクストジェネレーションフォーラム」などの他の若者活躍支援施策との連動や、若者のニーズ・トレンドを踏まえた効果的な企画提案がなされているか。</li> <li>・ イベント参加者が新たな気づきや交流が深められるような工夫が盛り込まれ、事業効果を高める企画提案がなされているか。</li> </ul> <p><b>エ 情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内にある若者団体や活動場所及びいわて若者カフェの利用促進や認知度向上が期待できる提案となっているか。</li> <li>・ 若者交流ポータルサイト（コネクサス）の若者団体等の利用促進につながるとともに、登録団体数やアクセス数の増加が期待できる提案となっているか。</li> </ul> <p><b>オ 自由提案</b></p> <p>本業務の効果を高めるための自主事業の提案がされているか。また、各事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が優れたものとなっているか。</p>
<p>(3) 業務遂行能力関係【10点】</p> <p><b>ア 提案内容を確実に履行できる組織体制及び事業実績を有し、実施スケジュールが妥当なものと認められるか。</b></p> <p><b>イ 積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性があるか。</b></p>

### 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、上記「2 審査項目及び配点」の個別の審査項目ごとに評価及び評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。  
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (5) 委員会は、本業務を実施するにふさわしくないと認められる企画提案がある場合（著しく仕様を逸脱している場合など）は、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (6) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。